

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒065-8612 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 札幌市東区役所 3 階

札幌市東区市民部地域振興課まちづくり推進係

電話 011-741-2429 メールアドレス higashi.machisuishin@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 件名 デジタルカラー複合機保守サービス業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所 東区役所市民部地域振興課（札幌市東区北 11 条東 7 丁目）
- (5) 入札方法

月額で行う。入札金額は、以下①②の合計金額を記載すること。

①仕様書に示した 1 か月あたりの予定印刷枚数（テスト及び不良プリントの控除後）に、モノクロ、フルカラープリント、フルカラーコピーの区分ごとの 1 枚（1 カウント）あたりの単価を乗じて得た合計金額（円未満の端数は切り捨て）

②リコーカンタン私書箱プリント A E 2（パフォーマンスチャージの月額）の単価（1 円単位）

また、入札書提出の際は、別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付すること。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された月額総価の比較により行い、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

なお、契約は単価内訳書に記載された各単価で行い、各月の支払金額は、以下③④の合計金額に、消費税及び地方消費税の額として当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（ただし、支払金額に 1 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする）。

③各月の使用枚数（テスト及び不良プリント控除後）に、モノクロ、フルカラープリント、フルカラーコピーの各契約単価を乗じて得た金額の合計金額（円未満の端数は切り捨て）

④リコーカンタン私書箱プリント A E 2（パフォーマンスチャージの月額）の単価（1 円単

位)

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者で、所在地区分が「市内」であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。また、札幌市東区役所ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

<https://www.city.sapporo.jp/higashi/keiyaku/ippankkyousou20250307.html>

- (2) 入札書の提出期限
令和 7 年 3 月 17 日（月）16 時 00 分（必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 7 年 3 月 18 日（火）9 時 00 分 札幌市東区役所 3 階 第 1 会議室
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額を 1 年間当たりの額に換算した額（月額×12）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札

幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に上記 1 の連絡先へ電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。